

カジノ管理委員会契約監視委員会について

令和 3 年 3 月 31 日
カジノ管理委員会事務局

1 趣旨

カジノ管理委員会が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）に基づくカジノ管理委員会契約監視委員会（以下「監視委員会」という。）について、次のとおり定める。

2 所掌事務

- (1) カジノ管理委員会が締結した契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 上記契約のうち監視委員会が抽出したのものに関し、その契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定理由、随意契約の理由及びその他の契約手続について審議を行い、必要な意見の具申を行うこと。
- (3) カジノ管理委員会が締結した工事の工事成績評定に係る再説明請求について、支出負担行為担当官の諮問に応じて審議し、結果を通知すること。

3 監視委員会の委員

- (1) 委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者の中から、事務局次長が選任し委嘱する。委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (2) 委員の数は、3人以内とする。
- (3) 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、非常勤とする。
- (5) 委員は、監視委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員長

- (1) 委員の互選により委員長を定め、委員長は、会務を総理し監視委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 監視委員会の会議は、事務局次長が招集し、原則として、年に1回開催する。
- (2) 監視委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

6 庶務

監視委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

7 その他

このほか監視委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。